

「建設現場も働き方改革@静岡 ～建設業界も注文者もみんなで応援～」
ロゴマーク使用取扱規定

令和2年6月12日制定

(趣旨)

第1条 この規定は、「建設現場も働き方改革@静岡 ～建設業界も注文者もみんなで応援～」ロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)を使用する場合の取扱に関し、必要な事項を定める。

(使用できる者)

第2条 静岡県内で建設工事における働き方改革の推進に向けた意識の啓発・高揚等を目的とする場合に限り、何人もロゴマークを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- 一 静岡県内の建設工事に携わるすべての者の品位を傷つけ又は傷つけるおそれのあるとき。
- 二 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する又は使用するおそれのあるとき。
- 三 法令又は公序良俗に反し又は反するおそれのあるとき。
- 四 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与える又は与えるおそれのあるとき。
- 五 その他その使用が著しく不適當であるとき。

(違反等に対する取扱い)

第3条 ロゴマークの使用者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、その他この規定に違反したときは、静岡県建設業関係労働時間適正化推進協議会(事務局:静岡労働局)は、その使用を差止めの請求又は必要な指示等(以下「請求等」という。)を行う。その場合、ロゴマークの使用者は、直ちにその請求等に従わなければならない。

(補足)

第4条 この規定に定めるものの他ロゴマークの適正な使用・取扱のため必要な事項は、静岡県建設業関係労働時間適正化推進協議会(事務局:静岡労働局)が別途定めることができる。

附則

この規定は、令和2年6月12日より施行する。

静岡県建設業関係労働時間適正化推進協議会(事務局:静岡労働局)